

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年七月十四日奈良県指令建第八四―三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十月五日建第七二五三号  
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年十月五日建第四四八九号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市竹内八六七番地ノ一、八六八番地ノ一及び八六九番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内四〇六番地ノ一

中島卯司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市竹内八六九番地ノ一の一部